

内閣参質一二六第五号

平成五年四月二十日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議員 正敏君提出市ヶ谷台一号館保存運動に対する防衛庁の見解に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

参議院議員 既正敏君提出市ヶ谷台一号館保存運動に対する防衛庁の見解に関する質

問に対する答弁書

一から四までについて

御指摘の文書は、防衛庁作成の「市ヶ谷地区一号館保存運動について」と題する書面及び「市ヶ谷地区「一号館」保存問題に対する防衛庁の考え方について」と題する書面を指すものと考えるが、これらは、いわゆる市ヶ谷地区一号館の保存問題に対する防衛庁の考え方を説明するために同庁において作成したものであり、平成五年二月以降、説明に用いてきているところである。

なお、具体的な配布先については、相手方の立場もあることから、答弁することは差し控えたい。

五の1について

請願の内容が防衛庁の所掌事務に関連するものである場合には、同庁が一般的にその動向に関心を有するのは当然であると考えている。

五の2について

防衛庁は、前記一号館の保存運動を行っている関係者から、請願の提出が考慮されていることを聞いたものである。

五の3について

御指摘の部署は、防衛庁に存在しない。